論文審査の結果の要旨

１　**論文提出者**　　氏　名　　張家耀

２　**論文審査の結果の要旨**

【本論文の概要】

本論文は、台湾の憲法解釈に恣意性・非透明性という問題があるという認識の下、ドイツのロバート・アレクシー（Robert Alexy、公法・法哲学）が提唱したウェイト・フォーミュラー（Weight Formula）と、エストニアのマート・スシ（Mart Susi、人権法）が提唱したインターネット・バランシング・フォーミュラ（IBF）を台湾の事例に適用し、大法官（憲法解釈の最終審）解釈と比較することを通じて、これらのフォーミュラーの利用が上記の恣意性・非透明性という問題の解決策となるかどうかを検討することを目的としている。

本論文の第１章では論文の目的や構成を説明した後、第２章でアレクシーが著書『基本権の理論』などで展開した原理理論、同理論と比例原則の関係、比例原則の一部である狭義の比例原則に基づくアレクシーの衡量法則、さらに衡量法則に対する批判について紹介・検討し、つづく第 3 章ではアレクシーが衡量法則をより精緻化し定式化したウェイト・フォーミュラーの紹介と検討を行う。さらに第４章では SNS などのインターネットの世界において、表現の自由とプライバシー権の優先順位を判断するためにスシが提唱した IBF を紹介する。以上を踏まえて第 5、6 章では、財団法人の福祉事業への煙草会社の協賛活動が煙草の宣伝活動に該当するとして台湾の「煙草の害防止法」に反するとされた例（表現・広告の自由と国民の健康の衡量）と、芸能人に対する新聞記者の尾行行為が社会秩序維持法に違反するとされた例（表現・報道の自由とプライバシー権の衡量）の大法官解釈を取り上げ、ウェイト・フォーミュラーまたは IBF を適用した結果、煙草会社の例では国民の健康の方が、また尾行行為の例ではプライバシー権の方が重いという結論を得て、それらが大法官解釈の多数説と一致すること、またどの点で評価が異なりうるのかがフォーミュラーの利用によってより明確になることを示し、それらでもって両フォーミュラーの有用性を示せたという結論を得る。

【審査結果】

本論文は、憲法解釈の合理性・透明性を向上させる必要があるという問題意識が明白であり、その問題に対処するための一手段として、アレクシー及びスシの理論を利用しようとするものであることから、修士としての十分な知識と、問題を的確に把握し、解明する能力を示しているといえる（審査項目 1, 2)。また、そもそもアレクシーの原理理論は、「ドイツの法学教育・実務・判例において（1985 年出版のアレクシー『基本権の理論』以降）最も注目を集め受け入れられた」という絶賛から（J.H. Klement)、「原理理論は対象のない、幻影（Phantom）の理論だ」(R. Poscher）という酷評までその評価は多岐にわたっており、原理理論をめぐる議論状況全体を修士論文で扱うことは不可能であることから、原理理論の紹介は最小限にとどめ、事例へのその応用に重点を置いたという点で、研究テーマの設定は修士号という学位にとって妥当であるといえる (2)。論文の構成は明確であり、結論に至るまで首尾一貫している (3)。本論文はアレクシー、スシの理論の紹介にとどまることなく、台湾の事例に応用しているため、具体的な分析・考察がなされており、また独自の価値を有する (4, 5)。研究に必要な英語論文と日本語論文を読解し、その内容を修士論文で適切に紹介、検討しており、また、論文の最終報告会や口頭試問でも、参加者や審査委員の質問に日本語で十分に応答できていたことから、筆者が研究に必要な外国語能力も有していることも明らかである。他方、原理理論に関しては最低限の紹介と検討しかなされていないことについては既述のように理由があるものの、その中で原理理論（あるいは原理理論的なもの）への批判としてハーバーマス、アガンベン、ロスの主張を紹介しているが、それらに対する著者の理解は断片的であり、不十分である。しかしこの点は本論文の価値を大きく損なうというほどのものではない。

以上に基づき本論文は修士号請求論文として必要な水準に達していると評価する。